

当部門に設置の機器使用料金の科研費等での支払いについて

当部門に設置の機器使用料金の支払いに関して、科研費等の競争的研究費、受託研究費、または寄付金（以下、科研費等という）での支払いを希望される講座は、<https://www.med.shimane-u.ac.jp/CRLHP/download.html> の「機器使用料の科研費等による支払い申請書」に必要事項をご記入の上、技術職員・吉川光寛（内線：2367）（mkikkawa@med.shimane-u.ac.jp）までメールでご送信ください。尚、科研費等での支払い可能な対象機器は、<https://www.med.shimane-u.ac.jp/CRLHP/download.html> の「別紙 1 科研費等支払い対象機器リスト」に記載されていますので、ご参照ください。申請書提出日の翌日から科研費等での支払いが可能です。提出日以前に遡っての支払いは、受け付けておりません。

当部門では各四半期を、『第 1 四半期（3 月～5 月）、第 2 四半期（6 月～8 月）、第 3 四半期（9 月～11 月）、第 4 四半期（12 月～2 月）』と設定しています。第 4 四半期（12 月～2 月）の機器の使用料金に関しては、経費振替時期が 3 月初旬になります。特に予算（科研費等）が最終年度の場合には、予算の執行（締め切り）に十分お気を付けください（注）。

注：予算（特に科研費）の最終年度の支払い期限は 3 月初旬に設定されているため、請求書の発行が支払い期限に間に合わない場合があります。従って、科研費等での最終年度の第 4 四半期の支払いについては、個別に会計課に相談していただくか、もしくは校費での支払いをおすすめします。予算の執行に関しては、責任を負いかねますことをあらかじめご了承ください。